

# 「コロナ特措法」違憲訴訟

日時：12月13日(月)11:00～

場所：東京地裁記者クラブ

## 【証人申請の採否の決定】

今回の期日において、証人尋問の対象として誰が法廷に呼ばれるか&証人尋問の日程について裁判所の判断が示されます。

以下が前回(令和3年11月15日)期日に原告から申請した証人であり、以下の候補者の中から証人採用の有無の判断が裁判所から示されます。

### ★原告側

- ・長谷川耕造(原告本人・株式会社グローバルダイニング代表取締役)
- ・藤井聡(京都大学教授)

### ●被告側

- ・小池百合子(東京都知事)
- ・尾身茂(独立行政法人地域医療機能推進機構 理事長  
政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 会長)
- ・西村康稔(衆議院議員、前コロナ対策担当大臣、自民党コロナ対策本部長)
- ・猪口正孝(公益社団法人 東京都医師会 副会長  
東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 会長)
- ・大曲貴夫(国立国際医療研究センター国際感染症センター長  
東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 委員)
- ・紙子陽子(紙子法律事務所 弁護士  
東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 委員)

※立証趣旨・尋問事項は「証拠申出書」のとおり

## 【被告(東京都)準備書面(3)についての原告の反論】

- 第1 被告準備書面(3)・「第8 被告の主張(本件命令に係る主張の補充)緊急事態宣言によって都道府県知事に付与された緊急事態措置の権限(特措法45条2項、3項)には裁量(要件裁量、効果(措置内容)裁量)があり、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、どのように迅速かつ確に対策、措置等を講ずるかは知事の合理的裁量にゆだねられていること」に対する反論

## 1 緊急事態措置の目的について

被告東京都が主張の根拠とする「政府活動計画」によれば、緊急事態宣言の真の目的は、感染拡大の防止・医療不可の減少だけでなく、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することで、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する」点にある。

→「感染拡大防止」のみの目的で発出された本件命令は違法（&東京都には医療提供体制の拡大等についての落ち度がある。）

## 2 本件命令と感染拡大防止の関係が自明ではないこと

被告が緊急事態宣言及びそれに基づく命令発出に関する主張の“キモ”にすえる「人流抑制」は、感染拡大の唯一絶対の要素ではない。

→緊急事態宣言中、緩やかに人流は増加傾向にあるにもかかわらず、新規陽性者数は減少しており、完全な相関関係にはなく、人流抑制の効果は「自明」ではない。

## 第2 被告準備書面(3)における被告の事実認定及び法解釈・適用の問題について

### 1 被告の特措法の解釈について

被告は、本件命令が特措法の目的に合致すると主張する際の「目的」として「国民の生命及び健康を保護」のみを挙げ続けるが、特措法の目的（1条）は同目的と並んで「国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小」を等価で規定している。

→後者を不当に考慮しない被告の主張は特措法の目的の解釈を誤っている

### 2 内在的制約について

被告は「特措法に基づく制約は営業の自由の内在的制約」と主張する。

→およそ特措法に基づけば内在的制約として合憲合法なのであれば、憲法上の権利は特措法（法律）の範囲でしか保障されていないこととなり、「法律の留保」原則を規定した明治憲法下の解釈に後退するため、日本国憲法下ではそのような解釈は採用しえない。

### 3 不公平感による権利制限等について

→原告の権利行使自体が他者への権利侵害の発生がない&論証もないにもかかわらず、客観的な根拠ですらない主観的な「不公平感」で権利制約は不可能である。

### 4 原告を命令対象に選定した基準について

→結局、今回原告を命令対象にしたのは「大手」などという漠然とした基準であり、“狙い撃ち”との原告主張の反論になっていない

## 5 考慮不尽等について

特措法の目的（1条）及び解釈指針（5条）からすれば、関係法令は権利制約を「必要最小限」とするような解釈をするよう要請されているにもかかわらず、被告は制約範囲を「限定しない」解釈をとることを自白しており、当該解釈は違法である。

→具体的には、内閣官房からの事務連絡において命令発出の際に店舗等を「実際に確認」することが求められるとの規定につき、その必要がないという「限定しない」解釈を採用しており、違法である。

## 6 学識経験者からの意見聴取について

→5とも関連して、命令発出に際して、権利制約の「必要最小限」性が求められることからすれば、命令発出の正当性を担保する「学識経験者からの意見聴取」（特措法45条4項）も、より充実させる義務があるにもかかわらず、命令発出の約2週間前&書面開催で1回のみ行ったことは、裁量の逸脱濫用があり違法である。

## 7 原告の発信をとらえて命令措置をしたことが違憲であること

被告の採用する違憲審査基準たる「明白かつ現在の危険」という最も厳格な審査基準によれば、緊急事態宣言解除3日前の令和3年3月18日に「感染爆発・医療崩壊」の具体的危険など存在せず、違憲の判断とならざるを得ない。

## 第3 曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）作成の意見書について

→1000㎡以下の店舗への命令（本件では原告26店舗中25店舗）は法律の委任の範囲を超えているため、根拠がなく違法である。

## 第4 阿部泰隆（神戸大学名誉教授）作成の意見書について

→「正当な理由」の解釈について、原告の経営困難を「正当な理由」にあたらなると一方的に解釈し命令を発した被告の解釈は違憲の解釈であり、同時に、考慮すべきことを考慮しなかった点が違法である。

## 第5 エマニュエル・オーバン（フランス・トゥール大学公法学教授）作成の意見書について

→フランスを中心とした欧州のコロナ禍での積極的な司法判断&権利救済を紹介し、日本においても不確実で予見可能でない現代社会でこそ、司法は積極的な判断をすべきとのエール

【その他】

原告求釈明への被告の回答、原告代表者陳述書（甲68号証）の提出

～配布資料～

- ① 会見次第
- ② 説明資料
- ③ 求釈明申立書（2）
- ④ 原告第3準備書面
- ⑤ 原告代表取締役社長長谷川耕造「陳述書」（甲68号証）
- ⑥ 被告準備書面（4）

以上

-----★  
問合せ先：弁護士法人Next事務局  
大城知恵 080-4154-1229